別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

（注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。）

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
掛川市	原田地区	令和3年3月18日	―

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	199ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	106ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	31ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

本地区は、原野谷川沿いの平野にて水稲や施設園芸が行われ、山間地では茶が栽培されている。水稲はほ場整備が実施されているが、パイプライン化、暗渠排水を推進し複合栽培を検討している。寺島・幡鎌（原谷地区）では大規模の茶園の基盤整備が着手され期待されているが、西之谷、久居島地区等の山間部の乗用摘採機の入らない茶園の荒廃化が進んでいる。また、高齢化による担い手不足も見受けられる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

（1）　水田利用は複数の中心経営体に集約を進める。
（2）　茶園による樹園地利用は、入り作を含め複数の中心経営体により集約化を進める。
（3）　施設園芸は離農した施設を、中心経営体や新規就農者が利用できるよう取り組む。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	[redacted]	茶	304 a	茶	304 a	
認農		茶	280 a	茶	280 a	
認農		茶	430 a	茶	360 a	
認農		水稲、野菜	360 a	水稲、野菜	738 a	
認農		茶、シイタケ	428 a	茶、シイタケ	518 a	
認農法		茶、イチゴ、他	1529 a	茶、イチゴ、他	2479 a	
認農		畜産	a	畜産	a	
認農		茶、水稲	65 a	茶、他	195 a	
認農		茶、水稲	455 a	茶、水稲	545 a	
認農法		畜産	a	畜産	a	
認農		茶	240 a	茶	350 a	
認農		露地野菜	80 a	露地野菜	130 a	
認農		茶、畜産	480 a	茶、畜産	500 a	
認農		茶、水稲	1200 a	茶、水稲	1700 a	
認農法		リーフレタス	15 a	リーフレタス	22 a	
認農		茶、水稲	350 a	茶、水稲	450 a	
認農		水稲、他	150 a	水稲、他	490 a	
認就		シイタケ	3 a	シイタケ	3 a	
計	18 人		6369 a		9064 a	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（1）農地中間管理機構の活用方針 　原田地区の農地は将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 　中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
（2）基盤整備への取組方針 　農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農地の大区画化・汎用化、合わせて水稲はパイプライン化、暗渠排水の基盤整備を検討していく。寺島地区では茶園造成の基盤整備を実施中。
（3）新規・特産化作物の導入方針 　水稲等の土地利用型作物以外に、原田地区を中心に収益性の高いイチゴやシイタケなどの施設園芸に取り組む。
（4）災害対策への取組方針 　台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靭化や無停電電源装置の設置などに取り組む。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。